

嬉野市制20周年記念事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、嬉野市制施行20周年の全市的な機運の醸成を図ることを目的に、嬉野市民等自らが企画し、実施する事業の経費の一部を補助することに関し、嬉野市補助金等交付規則（平成18年嬉野市規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）

は、嬉野市若しくは嬉野市外で嬉野市の発展に寄与することを目的とする活動等を行っている団体で実施される新規事業又は既存事業で市制20周年記念事業に合わせて拡充し、若しくは拡大する事業で、主として嬉野市民が事業の成果を享受する事業であることとする。この場合において、新規広報物（ポスター、チラシ、電子媒体等）に「嬉野市制20周年記念事業」の冠名の表示が可能で実施期間内に実現可能なものであり、市制20周年記念事業選考委員会が市制20周年記念事業として採択したものに限る。

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業を行うもの（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 5人以上の構成員を有し、代表者及び主たる構成員が嬉野市民若しくは嬉野市出身である団体
- (2) 活動場所が嬉野市内及び嬉野市外である市民活動団体、NPO法人、企業等

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象から除くものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反する、又は反するおそれがあるもの
- (2) 営利を主たる目的とするもの。ただし、嬉野市の振興に寄与すると認められる場合は、この限りでない。

- (3) 国、地方公共団体、外郭団体等から当該事業について委託され、又は補助金を受けている、若しくは受ける見込みのあるもの。ただし、嬉野市制20周年記念事業に合わせて拡充し、又は拡大する事業の部分において委託又は他の補助の対象外となるものについては、この限りでない。
 - (4) 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とするもの
 - (5) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対するもの
 - (6) 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの
 - (7) 反社会的勢力団体又は反社会的勢力との関係を有する団体若しくは個人
 - (8) 法令、条例等に違反するもの
 - (9) 嬉野市のイメージを損なうおそれがあると認められるもの
 - (10) その他市長が不適当と認めるもの
- (実施期間)

第4条 補助対象事業の実施期間は、令和8年1月1日から同年12月31日までとする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表に掲げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 経常的な運営費
- (2) 補助対象事業者の構成員に対する謝礼、人件費及び交通費
- (3) 備品購入費
- (4) 食糧費
- (5) その他市長が不適当と認めた経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、あらかじめ市長が定めた予算の範囲内とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の総額に10分の10を乗じて得た額とし、50万円を限度とする。

3 補助金の算出に当たり、千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、嬉野市制20周年記念事業補助金交付申請書(様式第1号)に、当該申請書に記載する関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、交付申請を受けた場合は、その書類の内容を審査し、交付申請を適当と認めるときは補助金の交付の決定を行い、嬉野市制20周年記念事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助対象事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付決定をする場合において、補助金交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(変更交付申請等)

第9条 補助対象事業者は、補助金の交付決定後に事業内容等を変更(軽微な変更を除く。)しようとする場合は、嬉野市制20周年記念事業補助金事業計画変更交付申請書(様式第3号)に、当該申請書に記載する関係書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更交付申請を受けた場合は、速やかに審査し、その結果を嬉野市制20周年記念事業補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により補助対象事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の補助金の変更交付決定をする場合において、補助金交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(実績報告)

第10条 補助対象事業者は、交付決定内容に基づいて補助対象事業を実施し、補助対象事業完了後速やかに嬉野市制20周年記念事業補助金実績報告書(様式第5号)に関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、書類を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金額を確定し、嬉野市制20周年記念事業補助金確定通知書(様式第6号)により、補助対象事業者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第12条 補助対象事業者は、確定通知書受理後補助金の交付請求を行うことができる。補助対象事業者が、補助金の交付を請求する場合は、嬉野市制20周年記念事業補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金を交付しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金をその目的外の用途に使用したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 正当な理由がなく調査を拒み、補助対象事業の内容を確認することができないとき。
- (6) 補助対象事業遂行に当たり、法令上問題があると市長が認めたとき。

(7) その他市長の指示に従わなかったとき。

- 2 市長は、補助金の取消しを決定したときは、嬉野市制20周年記念事業補助金交付決定取消兼返還通知書（様式第8号）により、補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金の概算払）

第14条 補助金の交付の決定を受けた補助対象事業について、補助金の概算払を受ける必要がある補助対象事業者は、嬉野市制20周年記念事業補助金概算払申請書（様式第9号）により、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、補助金の概算払をすることが適当であり、かつ、財政経理上支障がないと認めたときは、当該補助金の交付決定額の範囲内において交付することを決定し、その旨を嬉野市制20周年記念事業補助金概算払交付決定通知書（様式第10号。以下「概算払交付決定通知書」という。）により当該補助対象事業者等に通知するものとする。

- 3 第12条の規定は、補助金の概算払をする場合について準用する。この場合において、同条第1項中「確定通知書」とあるのは、「概算払交付決定通知書」と読み替えるものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、取消しの決定の日から期限を定めてその返還を命じるものとする。

（終期）

第16条 この告示に基づく補助制度の終期は、特別な事情がない限り令和9年3月31日とする。

（書類の整備）

第17条 補助対象事業者は、この補助金に係る関係書類を、補助金の交付を受けた年度の翌年から5年間保管しなければならない。

(調査等)

第 18 条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象事業者に対して補助金に関する報告を求め、又は調査を行うことができる。

(その他)

第 19 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表 (第 5 条関係)

経費の種類	主なもの
報償費	講師、出演者等への謝礼等、団体の構成員以外の者に支払う経費
旅費	講師、出演者等（団体の構成員を除く。）の交通費及び宿泊費
消耗品費	文具その他の消耗品等（1 個当たり 1 万円未満のものに限る。）
燃料費	暖房器具や各種機材の燃料費
印刷製本費	チラシ、ポスター等の印刷代及びコピー代
通信運搬費	文書の郵送料、配送料等
保険料	イベント保険料、傷害保険料等
委託料	専門知識・技術を要する業務等、事業の一部を外部に委託した費用

使用料及び賃借料	会場借上げ料、会場借り上げ料に付随する冷暖房費等、各種機材レンタル料等
諸経費	その他市長が当該補助対象事業実施に不可欠と認めた経費

備考

この表に掲げる経費であっても、社会通念上補助することが適当と認められないものについては、補助対象経費としない。